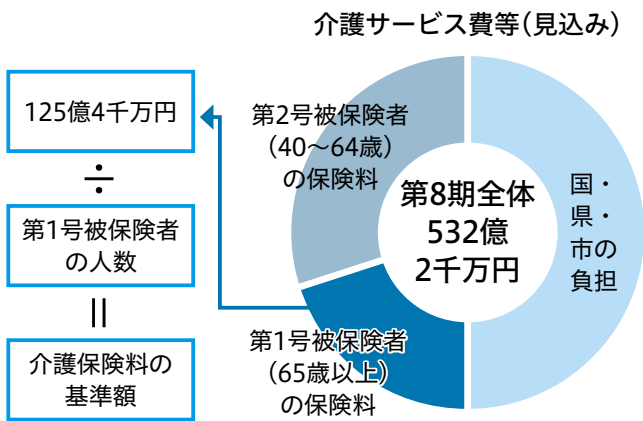


主な制度改正

介護保険料

介護保険事業に必要な費用(介護サービス費等)は、国・県・市の公費と被保険者に納めていただく介護保険料で賄われます。第8期計画では、介護保険料の基準額を年額7万19円(月額5,835円)とします(第7期は6万8,385円(月額5,699円))。

一人ひとりが払う介護保険料の額は、この基準額に保険料率を掛けて算定し、保険料率は世帯の課税状況や本人の所得などに応じて設定した保険料段階ごとに定めます。



その他の主な制度改正

食費・居住費の助成を見直し

食費・居住費の助成(特定入所者)

令和3年8月から						
利用者負担段階			預貯金等の資産要件※1	居住費限度額※2	食費限度額	
					短期入所	施設入所
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ	本人年金収入等が年間80万円以下	650万円(1,000万円)	370円	600円(390円)	390円
第3段階①		本人年金収入等が年間80万円超120万円以下	550万円(1,000万円)		1,000円(650円)	650円
第3段階②		本人年金収入等が年間120万円超	500万円(1,000万円)		1,300円(650円)	1,360円(650円)

※1 65歳以上の単身世帯の場合。 ※2 多床室利用時。

()は改正前

要支援・要介護認定更新時の有効期間延長

要支援・要介護認定の更新申請において、直前の要支援・要介護

改正前		令和3年8月から	
収入要件(年収)	限度額(世帯)	収入要件(年収)	限度額(世帯)
約383万円以上	44,400円	約383万円以上770万円未満	44,400円
		約770万円以上1,160万円未満	93,000円
		約1,160万円以上	140,100円

高額介護サービス費の上限額を見直し

医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、高額介護サービス費の現役並み所得者世帯の負担限度額を見直します。

所得等控除額の見直しに伴う介護保険料算定時の調整

平成30年度税制改正で、令和3年度から給与所得控除及び公的年金等控除の額が10万円引き下げられます。これによる所得増に伴う介護保険料の増額を防ぐため、令和3年度から5年度まで、介護保険料の算定時に調整を実施します。

所得等控除額の見直しに伴う介護保険料算定時の調整

平成30年度税制改正で、令和3年度から給与所得控除及び公的年金等控除の額が10万円引き下げられます。これによる所得増に伴う介護保険料の増額を防ぐため、令和3年度から5年度まで、介護保険料の算定時に調整を実施します。

大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の閲覧方法

同計画は、保健福祉センター人生100年推進課、市役所介護保険課・情報公開コーナー、各分室・連絡所、各学習センター、各コミセンなどで閲覧できます。また、市のホームページでもご覧になれます。

